

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定による容積率の特例
根拠条例・規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成14年6月19日法律第78号)
条 項		第105条第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課 (048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について (平成26年12月5日国住街第145号) さいたま市マンション建替型総合設計制度許可取扱基準 (平成29年4月1日より運用、令和5年4月1日最終改正) 水災害対策と連携した総合設計制度の活用について (令和2年9月7日国住街第110号) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について (令和3年10月20日国住街第157号) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について (令和3年12月20日国住街第186条)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		